

旧法人名	認可法人 通信・放送機構	政府出資額	461,056,081,485円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人 情報通信研究機構 (独)通信総合研究所は、平成16年4月1日に認可法人通信・放送機構の業務を承継し、(独)情報通信研究機構に改称した。右は、認可法人通信・放送機構から承継された業務に係る政府出資額のみを記載)	政府出資額	80,651,092,774円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成16年4月1日	増減額	△ 380,404,988,711円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）（抄）</p> <p>附則 （通信・放送機構の解散等）</p> <p>第三条 通信・放送機構は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、その資産及び債務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて研究機構が承継する。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、旧通信・放送機構法第三十三条の二に規定する研究開発推進勘定に属する資産のうち研究機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究機構に、独立行政法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「研究機構法」という。）第十五条第四号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。</p> <p>6～11 略</p> <p>12 第五項及び前項の規定における資産の価額は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>13～19 略</p>		
政府出資額が増減した理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国への資産承継による減（△75億円） ・ 研究開発費の使用分を欠損金として扱ったものを整理したことによる減（約△3,724億円） ・ 政府出資金（基金）の国庫納付による減（約△5億円） 		
備考			